

令和5年度児童手当等所得限度額表

令和5年4月1日 現在

金額単位: 万円

種別 扶養親族等の数	児童手当		育成手当 障害手当	児童扶養手当			特別児童扶養手当		ひとり親家庭医療費助成		子ども 医療費助成
	本人限度額		本人限度額	本人限度額 (全部支給)	本人限度額 (一部支給)	配偶者及び 扶養義務者 孤児等の養育者	本人限度額	配偶者及び 扶養義務者	本人限度額	配偶者及び 扶養義務者 孤児等の養育者	本人及び 配偶者
	所得制限限度額	所得上限限度額									
0	622	858	360.4	49	192	236	459.6	628.7	192	236	所得制限 なし
1	660	896	398.4	87	230	274	497.6	653.6	230	274	
2	698	934	436.4	125	268	312	535.6	674.9	268	312	
3	736	972	474.4	163	306	350	573.6	696.2	306	350	
4	774	1010	512.4	201	344	388	611.6	717.5	344	388	
5	812	1048	550.4	239	382	426	649.6	738.8	382	426	
6人目以降 の加算額	38		38	38	38	38	38	21.3	38	38	
判定	前年の所得 (1月～5月手当分までは前々年所得)			前年の所得 (1月～10月手当分までは前々年所得)			前年の所得 (1月～7月手当分までは 前々年所得)		前々年の所得		—

【限度額に加算する金額】

老人控除対象配偶者	6	10	10	—	10	—	10	—	—
老人扶養親族1人につき	6	10	10	6 ※1	10	6 ※1	10	6 ※1	—
特定扶養親族1人につき	—	25	15	—	25	—	15	—	—

※1: 扶養親族が2人以上いる場合に加算。扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、1人目は加算しない。

【所得から控除する金額】

社会保険料相当額	8	8	8	8	8	8	8	8	—
基礎控除相当額※2	10	10	10	10	10	10	10	10	—
障害 勤労学生控除	27	27	27	27	27	27	27	27	—
寡婦控除 ※3	27	27	0(27) ※4	27	27	27	0(27) ※4	27	—
ひとり親控除 ※3	35	35	0(35) ※4	35	35	35	0(35) ※4	35	—
特別障害者控除	40	40	40	40	40	40	40	40	—
雑損 医療費 小規模企業共済等掛金	控除相当額		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	—
配偶者特別控除	—	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	—

※2: 控除対象とするのは、令和3年度所得判定分以降の所得額とする。(給与所得・公的年金所得のみ)

※3: 令和3年度所得判定分より「寡婦(夫)控除」「特別寡婦控除」が税制改正により変更されたため、令和2年度所得判定分以前については改正前の区分で判定する。

※4: 児童扶養手当・ひとり親医療の受給者が母または父の場合は、0円。受給者が養育者の場合は()内の額。

※児童扶養手当およびひとり親医療の受給者が母または父の場合は、養育費の80%(1円未満を四捨五入)を所得として加える。